地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十九号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十一条第一項及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第五条第二十三項」を「第五条第二十二項」に改める。

第四条中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第十条の見出しを「（障害支援区分の認定手続）」に改め、同条第一項中「及び特例介護給付費」を「、特例介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）又は特例訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）」に、「障害支援区分」を「障害支援区分」に改め、同条第二項及び第三項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第十一条の表第二十条第二項の項、第十二条の見出し及び第十三条中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第十四条中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

第十七条第二号中「共同生活介護又は」を削る。

第二十条中「、共同生活介護」を削る。

第二十一条第一項第二号中「共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。次項において同じ。）」を「共同生活援助を行う住居」に、「同項」を「次項」に、「共同生活住居費」を「居住費」に改め、同条第二項中「共同生活住居費」を「居住費」に、「共同生活住居における」を「共同生活援助を行う住居における」に改める。

第二十六条の四の表第二十条第二項の項及び第二十六条の五の表第二十条第二項の項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第二十六条の六中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

第四十四条第三項第一号イ中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

（知的障害者福祉法施行令の一部改正）

第二条　知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する居宅介護」の下に「、同条第三項に規定する重度訪問介護」を加える。

第三条中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第四条の見出し中「共同生活介護等」を「共同生活援助」に改め、同条中「第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項」を「第五条第十五項」に、「共同生活介護等」を「共同生活援助」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百六十七条の二第一項第三号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「同条第二十六項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第百七十四条の三十二第一項及び第百七十四条の四十九の十二第一項中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第四条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

第二十五条の五第一項中「第五条第二十四項」を「第五条第二十三項」に改める。

第二十七条の十七の表第二十四条の二十八第一項の項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

（身体障害者福祉法施行令の一部改正）

第五条　身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

第十九条中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第二十一条の見出し中「共同生活介護等」を「共同生活援助」に改め、同条中「第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項」を「第五条第十五項」に、「共同生活介護等」を「共同生活援助」に改める。

（公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

一　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項及び第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項

二　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第六十四条第一項及び第百三条第一項の表第六十四条第一項の項

（国有財産特別措置法施行令の一部改正）

第七条　国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第八条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「同条第二十六項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令等の一部改正）

第九条　次に掲げる政令の規定中「第五条第十一項」を「第五条第十項」に改める。

一　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第七条の二第一項第二号

二　海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）第四条の二第一項第二号

三　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条の二第一項第二号

四　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第六条の二第一項第二号

五　証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）第五条の二第一項第二号

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第十条　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中「第五条第二十四項」を「第五条第二十三項」に改める。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第十一条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五条第二十六項」を「第五条第二十五項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第十二条　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一㈠項ロ中「第十項」を「第十五項」に、「共同生活介護」を「共同生活援助」に改め、同項ハ中「、第十項」を削り、「第十三項から第十六項まで」を「第十二項から第十五項まで」に改め、「、共同生活介護」を削る。

（豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令等の一部改正）

第十三条　次に掲げる政令の規定中「第五条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。